

四日市市上下水道局告示第15号

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

四日市市上下水道事業管理者 伴 光

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
 四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成19年四日市市上下水道局告示第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
<p>(交付の対象)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、管理者が特に交付の必要があると認めた場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p><u>(6)「2015年版浄化槽の設計・施工上の運用指針」(日本建築行政会議編集)に従った設計又は施工をせずに補助対象浄化槽を設置又は更新しようとする者</u></p> <p>別表第3 (第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 人槽区分</td> <td style="width: 50%;">2) 補助金額</td> </tr> <tr> <td>5人槽～50人槽</td> <td style="text-align: center;"><u>210,000円</u></td> </tr> </table>	1) 人槽区分	2) 補助金額	5人槽～50人槽	<u>210,000円</u>	<p>(交付の対象)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、管理者が特に交付の必要があると認めた場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>別表第3 (第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 人槽区分</td> <td style="width: 50%;">2) 補助金額</td> </tr> <tr> <td>5人槽～50人槽</td> <td style="text-align: center;"><u>180,000円</u></td> </tr> </table>	1) 人槽区分	2) 補助金額	5人槽～50人槽	<u>180,000円</u>
1) 人槽区分	2) 補助金額								
5人槽～50人槽	<u>210,000円</u>								
1) 人槽区分	2) 補助金額								
5人槽～50人槽	<u>180,000円</u>								

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第7条関係）

（別表）チェックリスト

検 査 項 目	チ ェ ッ ク の ポ イ ン ト	欄
1. 流入管、放流管等の勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2. 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差は適切か、逆流しないか。	
3. 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場排水等が流入していないか。	
4. 升の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点や一定間隔毎の升設置は適切か。	
5. 各種配管等の状況	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。転換の場合、浄化槽の配管を示す写真	
6. かさ上げの状況	高さは30cm以内か。30cmを超える場合、ピット工事等の対応がなされているか。	
7. 浄化槽本体の上部及びその周辺状況	保守点検、清掃が困難な場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃が支障となるものがおかれていないか	
	コンクリートスラブが打たれているか。 スラブコンクリートに配筋がされているか。	
8. 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9. 浄化槽本体の水平状況	水平が保たれているか。	
10. 接触材等の変形、破損、固定の状況	ろ材又は接触材等に変形や破損はないか。	
11. ばっ気装置、逆洗装置、汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12. 消毒装置の変形、破損、固定の状況	消毒装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	
13. ポンプ設備（流入ポンプ、放流ポンプ等）の設置、稼働状況	ポンプますに変形や破損はないか。	
	ポンプますに漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの取り外しが可能か。	
14. ブロワーの設置、稼働状況	ポンプ、配管等がレベルスイッチの稼働を妨げないか。	
	防振対策がなされているか。	
	固定が十分行われているか。	
	アースはなされているか。又はアースレスか。	
	漏電のおそれはないか。	
上記のとおり確認したことを証します。 年 月 日		
	浄化槽設備士氏名	印
	(浄化槽設備士免状の番号又は修了番号：)	

《浄化槽設備士の記載に当たっては、設備士の署名又は記名押印をすること》

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(上下水道局管理部生活排水課)